平成２８年（フ）第３６１号
川崎市宮前区平５丁目８番36号　パルコートＤ　102、前住所川崎市宮前区平２丁目12番11―402号
債務者　谷口　耕市
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
川崎市高津区千年737番地　ブルーミング301
債務者　鎌田　寛子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
川崎市多摩区宿河原１丁目７番16号　円明館101、前住所川崎市多摩区生田３丁目10番37号　ヴァームハイツ　101
債務者　大城　宏子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３８号
川崎市中原区井田２丁目１番16号　ボナール101
債務者　永山　節代
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
川崎市多摩区中野島２丁目６番７号　豊栄レジデンス　203
債務者　三浦多佳子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
川崎市高津区坂戸２丁目９番５―103号　メゾンドール荻島
債務者　井沢　　泉
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４８号
川崎市幸区南加瀬１丁目18番１号　和光荘206
債務者　佐藤　裕二
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1028番地９
債務者　松井加代子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第１８３号
高知市二葉町７番10号　岡村ビル403
債務者　小笠原圭子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９５号
高知市瀬戸東町２丁目268番地
債務者　依光和賀子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０１号
高知市西塚ノ原126番地１
債務者　中山ますみ
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２３４号
名古屋市西区あし原町246番地　コーポ名豊101号
債務者　杉山恵美子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４２１号
大阪市東淀川区下新庄５丁目26番10―805号
債務者　丸潟　規道
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３００５号
大阪府四條畷市美田町17番10号
債務者　小野川絢也
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１２９号
大阪市天王寺区勝山２丁目14番23号勝山ビューハイツ401号
債務者　井上　恵里
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２９２号
大阪市住吉区長居東４丁目20番33号
債務者　辻本彰一郎
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２０号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番93―1108号
債務者　藤原富美子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部